

# カナダの酒類の輸入等に係る規制等の情報

平成 29 年 3 月  
国税庁

# 目次

第1	輸入申請手続	1
1	輸入申請に必要な書類	
2	酒類の成分等の分析事項	
3	申請手続を通じて要する経費・時間、提出機関	
第2	販売に関する規制	5
1	免許の種類及び取得方法	
2	酒類の販売に必要な規制機関への登録	
3	業務形態、用語の定義	
4	免許取得のための基本要件／前提条件	
5	申請から免許取得までの経費・時間、申請先機関・申請書の条件	
第3	商品に関する規制	9
1	ラベル記載項目	
2	表示規制	
3	ボトル・キャップ等	
4	ラベル認証申請	
第4	食品衛生に関する規制	11
1	汚染物質	
2	微生物及び添加物	
3	製造者登録又は製造施設の認証制度	
4	賞味期限	
5	食品衛生関係表示	
第5	酒類に課せられる税	12
1	輸入関税	
2	連邦付加価値税	
3	連邦消費税	
4	州売上税	
5	統一売上税	
6	販売管理手数料等	
第6	小口輸送に関する規制	16
第7	インターネット販売	17
第8	規制等による実務的な課題	18
第9	その他	19

## 第1 輸入申請手続き

### 1 輸入申請に必要な書類

#### (1) カナダでの酒類の輸入制度の概要

カナダでは、酒類の輸入に関しては州及び準州政府に管理権限が与えられている（連邦の酒類輸入法）。

酒類の輸入は、各州の酒類管理委員会（LCB。具体的な機関名称は州により異なる）が一元管理している。原則、すべての輸入酒類は LCB が購買者（名義上の輸入者）になる。LCB が輸入酒類の全量を買取り、傘下の州内酒類販売店に販売する形を取る。

酒類を輸入しようとする業者は各州の LCB からエージェント（代理人）免許を取得し、LCB の代行で実際の輸入業務を行う。輸入業者が直接輸入する、あるいは輸入後独自に販売することはできない。

また、州を越える酒類の購買・流通は、原則として各州の LCB 間以外は認められていない。（注意点）

- ・ 州の酒類管理委員会が、その州への酒類の輸入の全ての管理と承認を独占的に行っているが、実際は多くの州で民間（商用及び個人）の輸入が認められている。
- ・ 民間が輸入する場合の、共通要件は以下の通り。
  - ① 1回あたり輸入量はビール、ワイン又は蒸留酒で 45 リットル以下。
  - ② 自身が居住する州のみに輸入でき、居住州での法的な飲酒年齢であること。
  - ③ あらかじめ商品を発送できるが、税関手続きの前に州の酒類委員会から許可を得なければならない。
- ・ 酒類の輸入の際には、連邦の関税と消費税に加え、各州でマークアップとよばれる販売管理手数料（課徴金）が課せられる。この額は、関税や消費税に比べかなり高額である。（出所：下記の Web サイト等）

（参照 Web サイト）

- ・ カナダ国境サービス庁（Canada Border Services Agency）の Web サイト  
<http://www.cbsa-asfc.gc.ca/menu-eng.html>
- ・ 酒類の商業輸入について(Commercial Importation of Intoxicating Liquors)  
<http://www.cbsa-asfc.gc.ca/publications/dm-md/d3/d3-1-3-eng.html>
- ・ カナダへの酒類の輸入の方法(How to import alcohol into Canada)  
<https://borderbee.com/blog/import-alcohol-canada>

以下ではいくつかの州の酒類の輸入制度を各州の酒類管理委員会の Web サイト情報を元に紹介する。

#### ① オンタリオ州

オンタリオ州に酒類を輸出するためには、同州での免許を持つ代理店を通して行う必要があり、代理店が連邦関税、州の課徴金（「ボーダーレビー」と呼ぶ）と税金、ブローカー手数料、貨物輸送費及び保管費用を支払う。課徴金の額は、ワイン：申告額の 102.2%。蒸留酒：143.7%。ビール：\$1.70/L と高額である。また 1 日 45 リットルまでの制限がある。

輸出する酒類の送付先は、州が指定するブローカー（1 社指定）にしなければならず、そこが通関手続きを行い、関税などの徴収も行う。

個人や飲食店が輸入する場合は、個人発注書を用いて同州酒類管理委員会 (LCBO) 経由で輸入する。

（参照 Web サイト）

オンタリオ州の酒類管理委員会（LCBO）の Web サイト：

<http://www.lcbo.com/content/lcbo/en.html#.WFzEZrm7qUk>

- ・ 酒類の個人輸入<sup>1</sup>
  - ・ LCBO 経由の個人的な注文についての Q&A<sup>2</sup>
  - ・ 実験室試験の品質保証書<sup>3</sup>
  - ・ 業務目的でオンタリオ州に輸入できるのか？<sup>4</sup>
- ② ブリティッシュコロンビア州

同州に酒類を輸出する、国外のサプライヤー（製造者）は、州内の代理店（エージェント）との契約が必要である。その代理店が、州内でのその製品の輸入と配送に関する全ての事項を執り行う。その代理店を通して、同州の酒類配送局 (LDB) は国外で製造された酒類を購入する。

(参照 Web サイト)

ブリティッシュコロンビア州の酒類配送局 (LDB) の Web サイト

<http://www.bclldb.com/>

- ・ LBD の紹介 (Who We Are)<sup>5</sup>
  - ・ 代理店とサプライヤー（製造者）<sup>6</sup>
  - ・ Q&A 集 (FAQ)<sup>7</sup>
  - ・ 免許関係のサイト 別組織の酒類管理免許局 (Liquor Control and Licensing Branch: LCLB)<sup>8</sup>
  - ・ 輸入を含む代理店 (エージェント) の免許の頁<sup>9</sup>
- ③ アルバータ州

同州の賭博・酒類委員会 (AGLC) に登録された酒類代理店のみが、酒類の輸入を認められている。

州に登録された酒類代理店となるためには、応募者はカナダ企業であり州内に法人格を持たなければならない。州外の企業の場合は、州外企業登録又はアルバータ州の営利法人法の下での登録を行わなければならない。登録には 200 \$ の手数料がかかる。

(参照 Web サイト)

アルバータ州の賭博・酒類委員会 (AGLC) の Web サイト <http://www.aglc.gov.ab.ca/>

- ・ Q&A 集 (FAQ)<sup>10</sup>
- ・ 酒類取扱いライセンスの頁<sup>11</sup>
- ・ 州のマークアップ（取扱い手数料）の表（酒類 1 リットルあたり）<sup>12</sup>
- ・ 酒類取扱いのライセンス (Liquor Licenses) 飲食店と小売等<sup>13</sup>

<sup>1</sup> <http://www.lcbo.com/content/lcbo/en/corporate-pages/about/aboutourbusiness/importing.html>

<sup>2</sup>

<http://www.lcbo.com/content/lcbo/en/corporate-pages/about/aboutourbusiness/private-ordering.html>

<sup>3</sup> <http://www.doingbusinesswithlcbo.com/tro/Packaging-Quality/Quality-Assurance/index.shtml>

<sup>4</sup>

[http://www.doingbusinesswithlcbo.com/tro/downloads/Importing%20Product%20Into%20Ontario%20for%20Assessment%20or%20Submission\(final\).pdf](http://www.doingbusinesswithlcbo.com/tro/downloads/Importing%20Product%20Into%20Ontario%20for%20Assessment%20or%20Submission(final).pdf)

<sup>5</sup> <http://www.bclldb.com/about/who-we-are>

<sup>6</sup> <http://www.bclldb.com/doing-business-ldb/agents-suppliers>

<sup>7</sup> <http://www.bcliquorstores.com/general-faq#t44n36540>

<sup>8</sup> <http://www.pssg.gov.bc.ca/lclb/>

<sup>9</sup> <http://www.pssg.gov.bc.ca/lclb/apply/agent/>

<sup>10</sup> <http://www.aglc.gov.ab.ca/liquor/faq.asp>

<sup>11</sup> <http://www.aglc.gov.ab.ca/licences/default.asp>

<sup>12</sup> [http://www.aglc.gov.ab.ca/pdf/quickfacts/markup\\_rates\\_schedule.pdf](http://www.aglc.gov.ab.ca/pdf/quickfacts/markup_rates_schedule.pdf)

<sup>13</sup> <http://www.aglc.gov.ab.ca/licences/default.asp>

- (2) 機関、団体等  
カナダ各州の酒類管理委員会  
(参照 Web サイト)  
カナダ各州の酒類管理委員会（具体的な名称はそれぞれ異なる）の参照先は後掲
- (3) 必要な添付資料  
カナダへの酒類輸出に必要な手続き、提出書類は、州によって異なるため、各州の Web サイト等で確認する必要がある。

## 2 酒類の成分等の分析事項

- (1) 分析事項  
成分分析を実施するか否かを含めて各州の権限に委ねられている。  
オンタリオ州では、全ての州酒類管理委員会 (LCBO) で取り扱い酒類の分析が行われ、品質保証書（分析結果値）が発行される。分析項目は、エチルアルコール濃度、農薬成分、金属など 30 品目である。（前出オンタリオ州 LCBO の Web サイト情報(3)）
- (2) 機関  
オンタリオ州での成分分析機関は LCBO 品質保証実験室。手数料は、1 製品あたり、蒸留酒で \$175+税金、ワインとビールが同\$200+税金である。（同上）

## 3 申請手続きを通じて要する経費・時間、提出機関

- (1) 提出先機関  
各州の酒類管理委員会
- (2) 経費・時間  
情報なし。
- (3) 代行業者を利用する場合の料金相場  
情報なし。

## 第2 販売に関する規制

### 1 免許の種類及び取得方法

前出のように酒類の輸入・販売などは各州の酒類管理委員会（又は酒類公営企業）が独占的に  
行っているが、オンタリオ州、ケベック州、ブリティッシュコロンビア州、アルバータ州といった  
人口が多い州では、酒類の小売は一部又は全面民営化され、ライセンス（免許）制度が取られて  
いる（下表参照）。

（注意点）

州によっては、酒類の輸入・販売を行う機関と、酒類販売等の免許の発行・管理を行う機関が  
別組織になっている場合がある（ここでは総称として「各州の酒類管理委員会」と呼ぶ）。

表 カナダ各州の酒類取扱いシステムの特徴

州名	酒類取扱い機関、特徴
オンタリオ州	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕入、輸入、在庫管理・配送は州酒類管理委員会(LCBO)が独占している。</li> <li>小売は基本としてLCBOの専売制をとっているが、地元ワイナリーの直売は認めている。</li> <li>ビールの在庫管理・配送、小売は、LCBOとビールメーカー数社でつくるThe Beer Storeによる2本立てで運用している。</li> </ul>
ケベック州	<ul style="list-style-type: none"> <li>蒸留酒の仕入・輸入、在庫管理・配送、小売は州酒類公社(SAQ)が独占している。</li> <li>ワインの小売とビールの仕入・輸入、在庫管理・配送、小売は民間に認めている。</li> <li>ビールの小売は原則民営で、スーパー、商店での販売も認めている。ワインも一部、スーパー、商店で販売している。</li> </ul>
ブリティッシュコロンビア州	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸入・仕入、蒸留酒と輸入ワイン・ビールの在庫管理・配送は酒類配送局(LDB)が管理している。国産ワイン・ビールの在庫管理・配送は民間も認められている。</li> <li>小売は1985年にライセンス小売店(LRS)制度を導入して一部民営化した。2002年以降、LRSを増やす方針をとっている。なお、免許は別組織の酒類管理免許局(LCLB)の所管。</li> </ul>
アルバータ州	<ul style="list-style-type: none"> <li>州賭博・酒類委員会(AGLC)が酒類販売免許等を所管している。</li> <li>輸入・仕入は州が管理、在庫管理・配送は州とライセンス業者が共同運用している。</li> <li>小売は1993年に完全民営化された。</li> </ul>
ノバスコシア州	<ul style="list-style-type: none"> <li>州酒類公営企業(NSLC)が仕入、輸入を一元管理している。</li> <li>在庫管理・配送はNSLCが行い、小売は個人ワインショップ数件と一部遠隔地を除いて公営店が独占している。</li> </ul>
マニトバ州	<ul style="list-style-type: none"> <li>小売は、州酒類・宝くじ公営企業(MLCC)直営のリカーストアとMLCCから認定を受けた個人のワインショップのみである。</li> </ul>
ニューブランズウィック(NB)州	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕入・輸入、在庫管理・配送、小売は州酒類公営企業(ANBL)が独占している。</li> <li>地元ワイナリー及びビール醸造所の直売は認めている。</li> </ul>
ニューファンドランド・ラブラドル州	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕入・輸入、在庫管理・配送、小売は州酒類公営企業(NLC)が独占している。</li> </ul>

プリンスエドワード島州	・ 仕入・輸入、在庫管理・配送、小売は州酒類規制委員会が独占している。
サスカチュワン州	・ 州酒類・賭博統制局(SLGA)が流通、規制等を管理している。

(注) オンタリオ州、ケベック州、ブリティッシュコロンビア州、アルバータ州が人口上位(400万人以上)の4州

(各州の酒類管理委員会等の情報を元に作成)

以下では主要な幾つかの州での酒類販売の免許の状況を紹介する。

(1) アルバータ州

同州では、酒類の販売・製造に関して以下の5種類の免許を発行しており、業態によっては複数の免許が必要となる。いわゆる酒販店はクラスD免許となる。

表 アルバータ州での酒類販売の免許区分

免許区分	概要
クラスA免許	・ 一般大衆向けに開かれた建物での酒類の販売・消費。 例：ダイニングルーム、ラウンジ、ナイトクラブなど。
クラスB免許	・ 入場料を払ったり、チケットを購入して、建物に入場する人への酒類販売。 例：コンベンションセンター、競馬場、娯楽施設、スポーツスタジアムなど。
クラスC免許	・ 限定された人が使う建物内での酒類の販売・消費のための免許。 例：職員食堂、プライベートクラブ、旅行者ラウンジなど。
クラスD免許	・ 店外での消費するための酒類を販売する許可。 例：小売酒販店、ホテルの持ち帰り用販売など。
クラスE免許	・ 州内での酒類製造者への許可。醸造所内でパブを開くためにはクラスA免許も必要。 例：蒸留所、ワイナリー、醸造所、醸造所パブなど。

(前出アルバータ州賭博・酒類委員会のWeb情報を元に作成)

(2) ブリティッシュコロンビア州

同州での酒類販売免許には、①バーやレストランでの酒類提供、②民営の酒販店、③酒類の製造者と輸入者、④自家製造者、そして⑤仕出しや特別なイベントでの酒類提供がある。(出所：前出の同州酒類管理免許局のWeb情報)

(3) ケベック州

同州での酒類の販売は、州酒類公社(SAQ)が独占しており、原則、民間は酒販店を保有することはできない。しかし、幾つかの場合と条件下では、食品店のオーナーは、SAQの代理小売店として酒類を販売する許可を得ることができる。

(参照 Web サイト)

ケベック州の酒類公社(SAQ)のWebサイト

<http://www.saq.com/content/SAQ/en.html>

- ・ ケベック州へのアルコール飲料の持ち込みの許可を得るには？<sup>14</sup>
- ・ サプライヤー<sup>15</sup>
- ・ SAQ 代理小売店(SAQ Agency Stores)<sup>16</sup>
- ・ ケベック州の酒類輸入許可証発行のオンラインシステムのログイン頁<sup>17</sup>

## 2 酒類の販売に必要な規制機関への登録

日本から酒類を輸出する場合、その州の登録エージェント(代理店)と契約を交わし、そのエージェントが輸入手続き等を行う必要がある。なお、各州の登録エージェントは、州の酒類管理局の Web 上に掲載されており、その中から依頼先を選定することになる。

## 3 業務形態・用語の定義

### (1) 業務形態

州によって異なるが、概ねカナダでの酒類の流通形態は「仕入・輸入」「在庫管理・配送」「小売(酒販店と飲食店)」に分かれており、前者 2 つはほぼ州の酒類管理委員会が独占し、小売(酒販店)は州の酒類管理委員会と民営、小売(飲食店)は民営が担っている。

小売の免許取得に関する具体的な定義区分は、州によって異なっている。

### (2) 用語の定義

連邦の「アルコール飲料のラベル表示基準」では、アルコール濃度 1.1%以上のものをアルコール飲料として規定している。また、連邦「アルコール飲料輸入法」での酒類の定義区分では、清酒は(sake)はワインに含まれることが明記されている。

より具体的な酒類の区分は州によって異なっている。

(参照)

- ・ 連邦「アルコール飲料輸入法」<sup>18</sup>
- ・ 連邦「アルコール飲料のラベル表示基準」<sup>19</sup>

## 4 免許取得のための基本要件／前提条件

州や免許の種類毎に、求められる基本要件／前提条件は異なっているが、例えば、ケベック州での州酒類公社(SAQ)代理店舗(SAQ 直営店ではない民営の酒販店舗)の権利を得るための手順、資格要件は以下の通りである。

- ・ ある自治体が資格基準に合致し、代理店舗の設置が可能であると SAQ が見なした時、地域の新聞で告知し、入札に応募する団体を募集する。
- ・ SAQ 代理店舗の許可を取得するためには、その店舗は入札募集の対象となる区域に立地し、SAQ の定める業務基準を満たさなければならない。
- ・ さらに、以下の二つの条件のうちの一つを満たさなければならない：
  - ① 応募した SAQ 代理店舗が立地する自治体又は区域の業務中心地は、最も近い SAQ 店舗から

<sup>14</sup> <http://www.saq.com/content/SAQ/en/a-propos/faire-affaire-avec-la-saq/particuliers.html>

<sup>15</sup>

<http://www.saq.com/content/SAQ/en/a-propos/faire-affaire-avec-la-saq/services-aux-fournisseurs.html>

<sup>16</sup> <http://www.saq.com/content/SAQ/en/a-propos/faire-affaire-avec-la-saq/agences-saq.html>

<sup>17</sup> <https://importation.saq.com/ImportationParDesTiers/pageGenerique/login.jsf>

<sup>18</sup> <http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/I-3/page-1.html>

<sup>19</sup>

<http://www.inspection.gc.ca/food/labelling/food-labelling-for-industry/alcohol/eng/1392909001375/1392909133296>



少なくとも 15km 離れていなければならない。

- ② 応募した SAQ 代理店舗が立地する自治体又は区域の業務中心地は、最も近い SAQ 店舗から少なくとも 5km 離れ、定住居住者数が 6000 人未満の自治体又は区域にあり、SAQ によって設定された潜在製品販売量を持ち、既存の SAQ 店舗及び代理店ネットワークとの競合(共食い)が考慮され、SAQ 製品の代表的なサンプルを備えること。
- これらの基準に合致した上で、SAQ 代理店舗の経営を希望する関連区域内の店主は、自身の食品店(食料品店かコンビニ店)を保有していなければならない。州当局から発行された酒類許可書を保有していなければならない。(ケベック州酒類公社の Web 情報を元に訳・編集)

## 5 申請から免許取得までの経費・時間、申請先機関・申請書の条件

- (1) 申請先機関  
各州の酒類管理委員会
- (2) 免許取得までの経費、申請書の条件  
州や、免許の種類によって異なる。

### 第3 商品に関する規制

#### 1 ラベル記載項目

##### (1) 義務表示内容

酒類のラベル表示は、連邦「アルコール飲料のラベル表示基準」などで規定されており、ラベルには以下の記載が義務付けられている。

- ① 一般名称
- ② 正味量：太字で、ラベル主要表示面の大きさに比例した活字サイズを使用
- ③ アルコール含有率
- ④ 輸入元の名称、所在地
- ⑤ 原産国表示：輸入品はすべて該当
- ⑥ 成分表示：標準的な酒類（ビール、ワイン、バーボンウイスキー等）は表示する必要はないが、それ以外の酒類（清酒、焼酎など）は原材料を表示しなければならない。
- ⑦ アレルギー警告表示：アレルギー症状を起こす可能性のある成分を使用しているものについては表示が義務付けられている。
- ⑧ 賞味期限：消費期限が90日以下の場合には表示が義務付けられている。
- ⑨ UPCコード又はEANコード：ユニバーサル製品コード(UPC)、国際商品番号(EAN)は共に消費者向け包装品を認識するためのバーコード。

(参照)

- ・ 連邦「アルコール飲料のラベル表示基準」(カナダ食品検査局)<sup>20</sup>
- ・ 連邦「消費者包装ラベル法」<sup>21</sup>(カナダ司法省)
- ・ 連邦「食品医薬品法」及び「同規則」<sup>22</sup>(カナダ司法省)

##### (2) 任意表示内容

- ・ 種類により、規定のアルコール濃度以下であれば、「ライト」「低アルコール」の表示ができる。
- ・ 海外の政府機関等が発行した、年数や信頼性に関する認証を表示することができる。
- ・ 輸入した酒類には、米国で義務づけられている健康に関する警告文を表示することができる。

#### 2 表示規制

##### (1) 表示禁止事項

パッケージデザインと表示は消費者に容量や品質について誤解を与えないかたちで製造、表示されなければならない。

消費者が誤認する恐れのある表示、疾病予防や効能などを表示することは禁止されている。

##### (2) 文字の大きさ色など

文字の大きさは、小文字で高さが最小1.6mmでなければならない。

##### (3) 表示言語

販売業者の名前と住所以外の情報は、すべて英語とフランス語を併記しなければならない。

<sup>20</sup>

<http://www.inspection.gc.ca/food/labelling/food-labelling-for-industry/alcohol/eng/1392909001375/1392909133296>

<sup>21</sup> <http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-38/index.html>

<sup>22</sup> <http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/F-27/index.html>

### 3 ボトル・キャップ等

#### (1) 容器・包装材の材質

消費者に害を及ぼす可能性がある物質を含むパッケージで食品を販売することは禁止されている。

#### (2) 容量・規格

ワイン容器のみ下記の基準がある。

正味量 50ml、100ml、200ml、250ml、375ml、500ml 又は 750 ml 及び 1L、1.5L、2L、3L 又は 4L

### 4 ラベルの認証申請

ラベルの認証制度はない。

(注意点)

ラベルについては「カナダ食品検査局食品ラベル情報サービス」に精査を依頼することができる。

(参照)

アルコール飲料のラベル精査サービス (カナダ食品検査局食品ラベル情報サービス) <sup>23</sup>

---

23

<http://www.inspection.gc.ca/food/labelling/food-labelling-for-industry/eng/1383607266489/1383607344939#offbur>

## 第4 食品衛生に関する規制

### 1 汚染物質

#### (1) 残留農薬に関する規制

残留農薬に関して、カナダはポジティブリスト制度（基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の流通を原則禁止する制度）を適用し規制している（害虫管理製品規制法（Pest Control Products Act : PCPA）<sup>24</sup>）。

オンタリオ州酒類管理委員会（LCBO）品質保証実験室が、全ての取り扱い酒類に対して行っている成分分析の検出項目には、多くの農薬成分の残留分析が含まれている。（前出オンタリオ州酒類管理委員会資料（3））

#### (2) その他の毒性物質、重金属等

上記のオンタリオ州 LCBO 品質保証実験室の成分分析の検出項目には、農薬成分以外にも、鉛、ヒ素、銅の重金属成分、アフラトキシン A といったカビ毒の残留分析が含まれている。（同上）

### 2 微生物及び添加物

#### (1) 食品添加物に関する規制

カナダで使用できる人工甘味料ほか食品添加物の使用方法及び限量が定められている（食品医薬品規則 パート B 区分 16 表 1<sup>25</sup>）。規定量を超える使用、同表に記載のない食品添加物の使用、規定されている使用法以外の使用を求める場合は、カナダ保健省に事前に申請する必要がある。

### 3 製造業登録又は製造施設の認証制度

制度の有無を含めて確認できていないが、酒類の輸入に関しては手続きや手数料などの面でハードルが高いこと、輸入する場合の1回あたりの数量が少量（45L）に限定されていることなどを踏まえると、製造施設の登録・認証制度は存在しないのではないかと推量される。

### 4 賞味期限

消費期限が90日以下の場合は、賞味期限の表示が義務付けられている。（前出「食品医薬品法」及び「同規則」）

### 5 食品衛生関係表示

アレルギー症状を起こす可能性のある成分を使用しているものについては表示が義務付けられている。遺伝子組み換え等その他の食品衛生関係の表示は表示義務の対象とはなっていない。（前出「アルコール飲料のラベル表示基準」「消費者包装ラベル法」等）

<sup>24</sup> <http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/P-9.01/>

<sup>25</sup> [http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/C.R.C.,\\_c.\\_870/page-72.html#h-108](http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/C.R.C.,_c._870/page-72.html#h-108)

## 第5 酒類に課せられる税

<カナダの酒類に課せられる税 全体構造>

連邦政府	州
<b>○輸入関税</b> ・ 品目別の HS コード区分による <b>○連邦消費税</b> ・ 蒸留酒とワインに課税 <b>○連邦付加価値税 (GST)</b> ・ 一律 5%	<b>○州売上税 (PST)</b> ・ 州ごとに異なる (5~9.975%)  <b>○販売管理手数料</b> ・ 賦課対象や賦課率は州ごとに異なる

<酒類に課せられる税についてガイド>

税の種類	区分・内容	徴取機関・納付先/費用等
○輸入関税	清酒：	
	・ アルコール濃度 13.7%以下 (HS2206.00.50)	・ 0.0282 ドル/L
	・ アルコール濃度 13.7%~21.9% (HS2206.00.61~68)	・ 0.0704 ドル~0.1221 ドル/L (アルコール濃度により 8 分類)
	・ アルコール濃度 21.9%超 (HS2206.00.71、HS2206.00.72)	・ 0.1295 ドル/L
	蒸留酒(含む焼酎) (HS2208.90.99)	・ 0.001228 ドル/ 含有アルコール L
	ワイン：	
	・ アルコール濃度 13.7%以下 (HS2204.21.10)：	・ 0.0187 ドル/L
	・ アルコール濃度 13.7%~14.9% (HS2204.21.21)	・ 0.0468 ドル/L
	・ その他のワイン類	・ 無税
	ビール (HS2203.00.00)	・ 無税
○連邦付加価値税 (GST)	・ ほとんど全ての物品・サービスの提供に対し課税	・ 一律 5% ・ 輸入品に関しては、関税支払い後の価格に対して課税
○連邦消費税 (Excise Duty)	・ 蒸留酒 (含む焼酎) とワイン (含む清酒)、タバコに課税される	○焼酎：アルコール分 1%当たり 0.11696 ドル/L (輸入品には同 0.0012 ドル/L が付加) ○清酒・ワイン： ・ アルコール分 1.2%以下：0.0205 ドル/L ・ アルコール分 1.2%~7%：0.295 ドル/L ・ アルコール分 7%超：0.62 ドル/L
○州売上税 (PST)	・ 州によって異なる。 ・ 州によっては GST と PST を併せた統一付加価値税(HST)として課税	・ 5~9.5%
○販売管理手数料 (MarkUp)	・ 州によって異なる。 ・ 輸入時に関税等に加えて支払う	・ オンタリオ州：ワイン：102.2%、蒸留酒：143.7%、ビール：\$1.70/L ・ アルバータ州：ワイン・清酒：\$6.56/L 等、蒸留酒：\$18.33/L 等、ビール：\$1.25/L

カナダでの酒類の輸入・販売には、輸入関税、連邦消費税、連邦付加価値税、州売上税が課される。州によっては、MarkUp 又は Border Levy と呼んでいる高額の販売管理手数料、課徴金が課せられる。

現在の関税、その他の酒税の税率・税額等は上表のとおり。

## 1 輸入関税

関税額は上表参照。

清酒やワインはアルコール濃度により何段階かに区分されて関税額が定められている。蒸留酒は含有するアルコール分 1 リットルあたりの関税額として定められている。ビールは無税である。

(参照 Web サイト)

最新の関税表 (国境サービス庁 Web サイト内「Customs Tariff 2017」)<sup>26</sup>

## 2 連邦付加価値税 (Goods and Services Tax : GST)

GST は基本的な食品や輸出を除くほとんどすべての物品及びサービスの提供に対して課税される。税率は現在 5%。一部の州では統一売上税 (HST) に含めて徴収されている。

(参照 Web サイト)

カナダ歳入庁の Web サイト内「ビジネスに対する GST/HST について」<sup>27</sup>

## 3 連邦消費税 (Excise Duty)

連邦消費税法に基づき、関税及び GST 課税後に、特定の商品に対して課税されるもので、酒類では蒸留酒、ワイン、ビールに連邦消費税が課せられている。(参照:カナダ司法省の Web サイト)

表 連邦消費税

区分		税率
蒸留酒 (スピリッツ)	スピリッツ	\$11.696 / 含有アルコール L
	アルコール濃度 7%未満のスピリッツ	\$0.295 / 含有アルコール L
	輸入スピリッツ (上記に追加)	\$0.12 / 含有アルコール L
ワイン	アルコール濃度 1.2%以下	\$0.0205 / L
	〃 1.2%超~7%以下	\$0.295 / L
	〃 7%超	\$0.62 / L

(出典)カナダ司法省の Web サイト

(参照 Web サイト)

カナダ司法省の Web サイト内「連邦消費税法(Excise Act, 2001)」<sup>28</sup>

## 4 州売上税 (Provincial Sales Taxes : PST)

アルバータ州と 3 準州 (ユーコン、ノースウエスト、ヌナブト) を除く州で、各州内の小売販売、州内での使用のために持ち込まれた有形動産に対して売上税が課される。

小売業者に徴収、納税義務がある。税率、非課税対象は州によって異なり、ケベック州 9.975%、ブリティッシュコロンビア (BC) 州 7%、マニトバ州 8%などである。

## 5 統一売上税 (Harmonized Sales Tax : HST)

<sup>26</sup> <http://www.cbsa-asfc.gc.ca/trade-commerce/tariff-tarif/menu-eng.html>  
<http://www.cbsa-asfc.gc.ca/trade-commerce/tariff-tarif/2017/menu-eng.html>

<sup>27</sup> <http://www.cra-arc.gc.ca/tx/bsnss/tpcs/gst-tps/menu-eng.html>

<sup>28</sup> <http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/E-14.1/>

オンタリオ州が2010年7月にPSTをGSTと一本化して徴収する統一売上税(Harmonized Sales Tax : HST)を導入。税率は13%である。オンタリオ州以外では、ニューブランズウィック州、ノバスコシア州、ニューファンドランド・ラブラドール州、プリンスエドワード島州でHSTが導入されている。

表 各州のGST、PST及びHST（カナダ歳入庁のWeb情報などを基に作成）

州/準州	連邦付加価値税 (GST)	州売上税 (PST)
オンタリオ州	統一売上税(HST) : 13%	
ケベック州 (* QSTと呼んでいる)	5%	9.975%(*)
ブリティッシュコロンビア州	5%	7%
アルバータ州	5%	—
ノバスコシア州	HST : 15%	
マニトバ州	5%	8%
ニューブランズウィック州	HST : 15%	
ニューファンドランド・ラブラドール州	HST : 15%	
プリンスエドワード島州	HST : 15%	
サスカチュワン州	5%	5%
ノースウェスト準州	5%	—
ユーコン準州	5%	—
ヌナブット準州	5%	—

## 6 販売管理手数料(Mark Up)等

州によっては、販売管理手数料(MarkUp)又は州境課徴金(Border Levy)と呼んでいる高額の販売管理手数料が課せられる（少なくとも、オンタリオ、ケベック、ブリティッシュコロンビア、アルバータの主要4州で実施されていることを確認済み）。

例えば、オンタリオ州では、別送輸入及び商用輸入の際には、蒸留酒には143.7%、ワインには102.2%、ビールには\$1.70/Lの州境課徴金が課せられ、アルバータ州では蒸留酒で1リットルあたり\$10.36-\$18.33、ワイン・清酒で同\$3.91-\$6.56の販売管理手数料が課せられる（下表参照）。

表 オンタリオ州の州境課徴金(Border Levies) : 個人の別送輸(5ケース、45リットル)の場合

別送輸入	蒸留酒 750ml 瓶	ワイン 750ml 瓶	ビール 24×355ml
<b>州境課徴金(Border Levies)の率</b>	<b>価格の143.7%</b>	<b>価格の102.2%</b>	<b>\$1.70/L</b>
小売価格	\$21.9500	\$10.4000	\$12.000
輸入関税	\$0.0148	\$0.0140	\$-
連邦消費税	\$3.5088	\$0.4650	\$2.6599
<b>小計 1</b>	<b>\$25.47</b>	<b>\$10.88</b>	<b>\$14.66</b>
州境課徴金額	\$36.61	\$11.12	\$14.48
<b>小計 2</b>	<b>\$62.08</b>	<b>\$22.00</b>	<b>\$29.14</b>
統一売上税(HST)	\$3.31	\$1.41	\$1.91
容器のデポジット	\$0.20	\$0.20	\$2.40
<b>消費者価格</b>	<b>\$65.59</b>	<b>\$23.61</b>	<b>33.45</b>

(注) 商用輸入の場合も、同率のボーダーレビー（課徴金）が適用される。

(出典)オンタリオ州酒類管理委員会のWebサイト

表 アルバータ州のマークアップ（販売管理手数料）の額

区分		マークアップの額
蒸留酒	アルコール濃度 60%超	\$18.33/L
	同 22~60%	\$13.76/L
	同 22%以下	\$10.36/L
ワイン・清酒	アルコール濃度 16%超	\$6.56/L
	同 16%以下	\$3.91/L
ビール	アルコール濃度 11.9%以下	\$1.25/L

(出典) アルバータ州賭博・酒類委員会の Web サイト



## 第6 小口輸送に関する規制

州によって異なると思われるが、例えば、清酒を日本からカナダへ個人的に小口輸送（含む旅行時の別送品）する場合には以下のような条件、制約があるとみられる。

- ・ 送付先の州の酒類管理委員会（又はその指定代理店）経由で送付しなければならない。
- ・ その際、州の酒類管理委員会の許可が必要（オンラインで取得できる州あり）。
- ・ 関税、消費税、貨物費（送料、保管料）に加え、高率の販売管理手数料(マークアップ)等の支払いが必要。
- ・ 郵送では送付できないが民間宅配では送付可能。など

(参考情報)

- ・ オンタリオ州

個人的な酒類の輸入はLCBO 経由で行わなければならない。また、旅行先で購入した酒類は別送が可能だが、全てに関税、税金、貨物費、高率の販売管理手数料(マークアップ)等の支払いが必要で、それらを含めると現地での価格の3~4倍の価格になる。(前出の同州酒類管理委員会のWeb 情報(1)(2)より)

- ・ ケベック州

州外から州内に酒類を送付するためには、州の許可が必要で、エージェント（代理店）経由で輸入する。税金等の支払いが必要。法律上郵送はできないが民間宅配で送付可能。(前出の同州酒類公社のWeb 情報(1)より)

## 第7 インターネット販売

州によって異なるとみられるが、アルバータ州では州内で実店舗を持つ酒販店のインターネット販売が認められている。

海外から酒類を直接インターネット購入することについては、未成年者への販売禁止の保証、酒類輸入許可や関税等の支払いが必要であることを勘案すると困難と思われる。

(参考情報)

- ・ アルバータ州：免許を持った酒販店が、インターネット上で広告販売することは認められており、顧客がオンラインで注文することができる。これらの注文は、その小売店又はクラスDの免許保有者（例えば配送サービス）によって配送されなければならない。また、未成年者又は中毒者に販売・配送しないことに責任を持たなければならない。酒販店は実店舗を保有していなければならない、「仮想」又は「Eコマース」のみの酒販店は認められていない。

(前出の同州賭博・酒類委員会のWeb情報より)

## 第8 規制等による実務的な課題

カナダ現地（オンタリオ州）での実務的な課題を収集し、それらの情報から、日本産酒類の輸入、販売、販路拡大等における観点から情報を整理した。

項目	今後輸出を実施する事業者の課題	既に輸出事業を行っている事業者の課題
日本産酒類の輸入における実務的な課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ オンタリオ州では、酒類は専売品であり、LCBO が、仕入から販売まで管理していることを十分理解する。</li> <li>・ 船便頻度、納期、支払いまでの時間等を計画することが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船便が満杯になるまで、出航しないので、納期については充分エージェントと打ち合わせておく必要がある。</li> <li>・ LCBO の分析に継続的にパスする精度管理が必要。</li> </ul>
販売における実務的な課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最初に出荷する場合、英語でのやりとり（対エージェント、対 LCBO）がスムーズにできるよう準備することが必要。</li> <li>・ LCBO 公認エージェントはオンタリオ州での営業・販売を掌握し、LCBO と連絡を取りながら蔵元を支援する。販売価はほぼ出荷時点の倍になるため、商品の市場性についてエージェントとの意見交換が重要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業界挙げての PR 活動に尽きる。試飲会、雑誌宣伝等を使い地道に啓蒙活動を続けることが重要。</li> </ul>
販路拡大における実務的な課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 販路の拡大を複数の州に展開する際には州により酒類の流通等の管理方法が異なることから、制度について理解に努める。</li> <li>・ 自社製品の特徴について輸入代理店を通じ常時アピールすることが必要と考えられる。組み合わせる料理、美味しい飲み方等の提案など。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常は委託販売、代理発注の形態で販売が行われるが、販売実績が上がってくると直営店での販売が可能となる。ただし、実績が低いと販売リストから外される。</li> <li>・ LCBO が隔週で発行する“VINTAGE”誌に紹介されるよう継続的に新酒を送りこむことも効果があると考えられる。</li> </ul>

## 第9 その他

### 1 アルコールの輸入、販売などに係る法律、機関（HP など）

#### (1) 酒類輸入に係る連邦政府関係機関

- ・ カナダ国境サービス庁 (Canada Border Services Agency)  
<http://www.cbsa-asfc.gc.ca/menu-eng.html>
- ・ カナダ歳入庁 (Canada Revenue Agency)  
<http://www.cra-arc.gc.ca/>
- ・ カナダ食品検査局 (Canadian Food Inspection Agency)  
<http://www.inspection.gc.ca/>

#### (2) 酒類輸入の関係法令

- ・ アルコール飲料輸入法  
<http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/I-3/page-1.html>
- ・ 食品医薬品法 FDR  
<http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/F-27/index.html>
- ・ 消費者包装ラベル法  
<http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-38/index.html>
- ・ アルコール飲料のラベル表示規準  
<http://www.inspection.gc.ca/food/labelling/food-labelling-for-industry/alcohol/eng/1392909001375/1392909133296>
- ・ アルコール飲料のラベル精査サービス (カナダ食品検査局食品ラベル情報サービス)  
<http://www.inspection.gc.ca/food/labelling/food-labelling-for-industry/eng/1383607266489/1383607344939#offbur>
- ・ 食品表示と広告のガイド (Guide to Food Labelling and Advertising)  
<http://www.inspection.gc.ca/food/labelling/food-labelling-for-industry/eng/1383607266489/1383607344939>
- ・ 食品の業務用の輸入ガイド (Guide to Importing Food Products Commercially)  
<http://www.inspection.gc.ca/food/imports/commercial-importers/importing-food-products/eng/1376515896184/1376515983781#e6>

※その他の関連法令については、本文中で適宜掲載している。

#### (3) 各州・準州の酒類管理委員会

州名	酒類管理委員会の参照先
オンタリオ州	<u>州酒類管理委員会 (LCBO:Liquor Control Board of Ontario)</u> <a href="http://www.lcbo.com/content/lcbo/en.html#.WF8NOLm7qUk">http://www.lcbo.com/content/lcbo/en.html#.WF8NOLm7qUk</a> 55 Lakeshore Boulevard E, Toronto, Ontario M5E 1A4, Canada Office: 416-864-2453, Fax: 416-864-2476
ケベック州	<u>州酒類公社 (SAQ:Société des alcools du Québec)</u> <a href="http://www.saq.com/content/SAQ/en.html">http://www.saq.com/content/SAQ/en.html</a> 905 Avenue De Lorimier, Montreal, Quebec H2K 3V9, Canada Office: 514-254-6000, Fax: 514-864-6788, Email: info@saq.com
ブリティッシュ コロンビア	<u>酒類配送局 (LDB:British Columbia Liquor Distribution Branch)</u> <a href="http://www.bcldb.com/">http://www.bcldb.com/</a>

州	2625 Rupert Street, Vancouver, British Columbia V5M 3T5, Canada Office: 604-252-3000, Fax: 604-252-3464
アルバータ州	<u>賭博・酒類委員会 (Alberta Gaming and Liquor Commission)</u> <a href="http://www.aglc.gov.ab.ca/">http://www.aglc.gov.ab.ca/</a> 50 Corriveau Avenue, St. Albert, Alberta T8N 3T5, Canada Office: 780-447-8600, Fax: 780-447-8911
ノバスコシア州	<u>州酒類公営企業 (NSLC:Nova Scotia Liquor Corporation)</u> <a href="https://www.mynslc.com/">https://www.mynslc.com/</a> 93 Chain Lake Drive, Bayers Lake Business Park, Halifax, Nova Scotia B3S 1A3, Canada Office: 902-450-5800, Fax: 902-450-6000
マニトバ州	<u>州酒類・宝くじ公営企業 (MLCC:Manitoba Liquor &amp; Lotteries Corporation)</u> <a href="http://www.liquormarts.ca/">http://www.liquormarts.ca/</a> 1555 Buffalo Place, PO Box 1023, Winnipeg, Manitoba R3C 2X1, Canada Office: 204-284-2501, Fax: 204-284-3500
ニューブランズウィック (NB)州	<u>州酒類公営企業 (ANBL:New Brunswick Liquor Corporation)</u> <a href="http://www.nbliquor.com/">http://www.nbliquor.com/</a> 170 Wilsey Road, PO Box 20787, Fredericton, New Brunswick, E3B 5B8, Canada Office: 506-452-6826, Fax: 506-462-2024
ニューファンドランド・ラブラドール州	<u>州酒類公営企業 (NLC : Newfoundland Labrador Liquor Corporation)</u> <a href="http://nliquor.com/">http://nliquor.com/</a> PO Box 8750 Station A, St. John's, Newfoundland A1B 3V1, Canada Office: 709-724-1100, Fax: 709-754-0321, Email: info@nliquor.com
プリンスエドワード島州	<u>州酒類規制委員会 (Prince Edward Island Liquor Control Commission)</u> <a href="http://liquorpei.com/">http://liquorpei.com/</a> 3 Garfield Street, PO Box 967, Charlottetown, Prince Edward C1A 7M4 Canada Office: 902-368-5710, Fax: 902-368-5735
サスカチュワン州	<u>州酒類・賭博統制局 (SLGA:Saskatchewan Liquor and Gaming Authority)</u> <a href="https://www.sлга.com/">https://www.sлга.com/</a> PO Box 5054, 2500 Victoria Avenue, Regina, Saskatchewan S4P 3M3, Canada Office: 306-787-4213, Fax: 306-787-8439
北西準州	<u>準州酒類委員会 (Northwest Territories Liquor Commission)</u> <a href="http://www.fin.gov.nt.ca/">http://www.fin.gov.nt.ca/</a> Suite 201-301 Capital Drive, Hay River, Northwest Territories X0E 1G2 Canada Office: 867-874-8700, Fax: 867-874-8720
ヌナブト準州	<u>準州酒類委員会 (Nunavut Liquor Commission)</u> <a href="http://www.gov.nu.ca/">http://www.gov.nu.ca/</a> PO Box 09, Rankin Inlet, Nunavut X0C 0G0, Canada Office: 867-975-6000, Email: info@gov.nu.ca
ユーコン準州	<u>準州酒類公営企業 (Yukon Liquor Corporation)</u> <a href="http://www.ylc.yk.ca/">http://www.ylc.yk.ca/</a>

	9031 Quartz Road, Whitehorse, Yukon Y1A 4P9, Canada Office:867-667-5245, Fax:867-393-6306, Email:yukon.liquor@gov.yk.ca
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------